明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（七七）　二
〔府令・省令〕
○環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・環境一）　二
〔省　令〕
○船員法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三一）　四
〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一四八）　五
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約の変更を許可した件（同一四九）　五
○日本国に帰化を許可する件（法務一一一）　五
○エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一二二）　六
○ウガンダ共和国における建設設備操業訓練施設整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（同一二三）　六
○エチオピア連邦民主共和国におけるエチオピア選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一二四）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通四六四）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛九七～一〇九）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一一〇～一一二）　八
○道路に関する件（関東地方整備局三七、三八）　八
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、特定災害復旧事業の完了関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
企業年金基金変更関係
会社その他

二七

本号で公布された法令のあらまし

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第七七号）（厚生労働省）

1　東京都世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。（附則関係）